

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 10 月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700088号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700056号

第1 結論

請求者のA社における平成17年11月11日及び平成18年6月30日の標準賞与額を17万円、平成19年5月25日の標準賞与額を20万円、同年12月4日の標準賞与額を17万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年11月11日、平成18年6月30日、平成19年5月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年11月11日、平成18年6月30日、平成19年5月25日及び同年12月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成17年11月11日
② 平成18年6月30日
③ 平成19年5月25日
④ 平成19年12月4日

私は、請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、その標準賞与額の記録がない。調査の上、年金額に反映するよう、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者及び同僚から提出された預金通帳(写)、年金事務所から提出された同僚の賞与明細書(写)及びA社の当時の顧問会計事務所から提出された勘定元帳(写)により、請求者は、当該期間に同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上記の預金通帳(写)、同僚の賞与明細書(写)及び勘定元帳(写)により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①及び②は17万円、請求期間③は20万円、請求期間④は17万5,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年11月11日、平成18年6月30日、平成19年5月25日及び同年12月4日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。